

茅ヶ崎市指名停止等措置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発注する工事の請負契約の適正かつ円滑な執行を確保するため、有資格業者が工事事故、贈賄、不正行為等を起こした場合における指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）第16条の規定に基づいて登録されている者をいう。
- (2) 指名停止 一定の要件に該当する有資格業者について、一定の期間、指名競争入札に係る入札参加資格業者としての指名の対象外とすることを定める措置をいう。
- (3) 他の公共機関 国、茅ヶ崎市以外の地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項の特殊法人等をいう。

(指名停止)

- 第3条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、必要に応じて当該有資格業者から事情聴取をし、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。ただし、既に指名停止を受けた有資格業者について、同一事案に起因する場合は、原則として新たな指名停止は行わない。
- 2 市長は、指名停止を行ったときは、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名しないものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。ただし、当該有資格業者から当該工事に係る入札辞退の申出があったときは、この限りでない。

(下請負人及び共同企業体に対する指名停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止に

ついて責めを負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の2分の1に相当する期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。）について、代表者にあつては当該共同企業体の指名停止の期間の2分の1に相当する期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員を含む共同企業体について、当該指名停止の期間と同一の期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第5条 有資格業者が一の事案において別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間中又は指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第8号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げるときを除く。）。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1に相当する期間まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定め

る必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍の期間まで延長することができる。ただし、その期間は2年を超えることができない。

5 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下独占禁止法という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

(1) 談合情報を得た場合、又は当該担当課の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第5号、第8号、第11号又は第12号に該当したとき。

(2) 別表第2第4号から第12号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 別表第2第4号から第7号まで又は第12号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき。

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号から第7号まで又は第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(5) 市又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第4

5号)第96条の6第1項。以下同じ。)又は談合(刑法第96条の6第2項。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(指名停止の通知)

第7条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、前条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は前条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が市の発注した工事に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

3 契約主管課長は、指名停止が行われ、指名停止の期間が変更され、又は指名停止が解除されたときは、関係課長に対しその事案を遅滞なく通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。ただし、災害時その他やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が市の契約に係る工事の全部又は一部を下請負し、又は受託することを承認しないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(工事事象等の報告)

第11条 有資格業者は、市の発注した工事において、別表各号に掲げる措置要件に該当する事由が発生した場合は、速やかに文書により市長に報告しなければならない。

2 工事主管課長等は、市の発注した工事において、別表各号に掲げる措置要件に該当すると思われる工事事象等を知った場合は、速やかに事故速報及び工事事象等報告書により契約検査課長に報告するものとする。

(準用)

第12条 この基準は、市が発注する製造の請負、物件の供給、業務の委託及び修繕契約に係る有資格業者に対する指名停止の措置について準用する。

(補則)

第13条 この基準に定めるもののほか、指名停止等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成12年2月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市指名停止措置等取扱基準（平成元年5月1日施行。以下「旧基準」という。）は、廃止する。
- 3 この基準の施行の際、現に旧基準に基づいて措置されているものについては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 茅ヶ崎市公共工事暴力団対策措置基準（昭和63年12月1日施行）は廃止する。

附 則

この基準は、平成23年7月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年9月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載)	
1 市の発注する工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、同種工事施工実績調書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上6月以内（標準3月）
(過失による粗雑工事)	
2 市の発注した工事（以下この表において「市工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から 1月以上6月以内（標準3月）
3 市工事以外の工事（以下この表において「一般工事」	当該認定をした日から

<p>という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p> <p>(工事成績不良)</p>	<p>1月以上3月以内(標準2月)</p>
<p>4 市工事の施工に当たり、茅ヶ崎市工事検査規程(昭和63年茅ヶ崎市訓令第8号)第11条第2項の評定が不良で次に掲げる点数に該当するとき。</p> <p>ア 55点以上65点未満のとき</p> <p>イ 55点未満のとき</p> <p>(契約違反)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月</p> <p>3月</p>
<p>5 市工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上4月以内(標準2月)</p>
<p>6 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上6月以内(標準3月)</p>
<p>7 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p> <p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1月以上3月以内(標準2月)</p>
<p>8 市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上4月以内(標準2月)</p>
<p>9 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2週間以上2月以内(</p>

た場合において、当該事故が重大であると認められると き	標準 1 月)
--------------------------------	---------

別表第2（第3条、第5条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のア、イ又はウに掲げる者が市職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>12月以上24月以内 (標準18月)</p> <p>10月以上18月以内 (標準14月)</p> <p>9月以上18月以内 (標準13月)</p>
<p>2 次のア、イ又はウに掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4月以上12月以内 (標準8月)</p> <p>2月以上9月以内 (標準5月)</p> <p>1月以上3月以内 (標準2月)</p>
<p>3 次のア、イ又はウに掲げる者が県外の他の公共機関の</p>	<p>逮捕又は公訴を知った</p>

<p>職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(独占禁止法違反行為)</p>	<p>日から</p> <p>3月以上9月以内(標準6月)</p> <p>2月以上6月以内(標準4月)</p> <p>1月以上3月以内(標準2月)</p>
<p>4 市の発注する業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第6号に掲げるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3月以上9月以内(標準6月)</p>
<p>5 他の公共機関の発注する業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(第7号及び第12号に掲げるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2月以上9月以内(標準5月)</p>
<p>6 市の発注する工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発又は公正取引委員会から課徴金納付命令あるいは排除措置命令を受けたとき。</p>	<p>刑事告発、課徴金納付命令又は排除措置命令を知った日から</p> <p>3月以上12月以内(標準7月)</p>
<p>7 他の公共機関の発注する工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発又は公正取引委員会から課徴金納付命令あるいは排除措置命令を受けたとき。(第12号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>刑事告発、課徴金納付命令又は排除措置命令を知った日から</p> <p>1月以上9月以内(標準5月)</p>

<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>8 市の発注する工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 市の発注する工事に関し、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（前号に掲げるときを除く。）。</p> <p>10 他の公共機関の発注する工事に関し、役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>11 市の発注する工事に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げるときを除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から3月以上24月以内（標準13月）</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から6月以上12月以内（標準9月）</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から3月以上9月以内（標準6月）</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から6月以上24月以内（標準15月）</p>
<p>(重大な独占禁止法違反行為等)</p> <p>12 他の公共機関の発注する工事に関し、次のア又はイに掲げる事由に該当することとなったとき（当該工事に、その請負金額が国の政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用基準額以上であるものが含まれる場合に限る。）。</p> <p>ア 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発又は公正取引委員会から課徴金納付命令あるいは排除措置命令を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</p> <p>イ 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から4月以上12月以内（標準8月）</p>

<p>資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p>	
<p>1 3 市の発注した工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(経営不振)</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内（標準5月）</p>
<p>1 4 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき</p> <p>(暴力団及び暴力団関係法人等の排除等)</p>	<p>経営状態が安定したと認められる日まで</p>
<p>1 5 有資格業者が茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例5号）第2条第2号から第5項までのいずれかに該当すると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から当該認定の基礎となった事実がなくなったと認められる日まで</p>
<p>1 6 有資格業者が神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反したと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から6月</p>
<p>1 7 市と有資格業者が締結した契約の履行において、当該有資格業者が暴力団等から不当に介入を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく市又は神奈川県警察本部に通報しなかったと認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p>	<p>当該認定をした日から3月</p>
<p>1 8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、次のア又はイに掲げる事由に該当し工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 市の発注した工事等の業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき（市に対する誓約等に違反する場合を</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内（標準5月）</p>

<p>含む。)</p> <p>イ 他の公共機関の発注した工事等の業務に関し当該事業者又は当該事業者の代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき</p> <p>19 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1月以上9月以内（標準5月）</p>
--	---------------------------------

第1号様式（第7条関係）

茅契検第 号
年 月 日

住所

商号または名称

代表者職氏名 様

茅ヶ崎市長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 について次のとおり入札参加資格者としての指名を停止しましたので通知します。①（なお、今後の改善措置の詳細について報告してください。）

1 指名停止の期間②

2 指名停止の理由③

（事務担当 経営総務部契約検査課〇〇担当）

（注）1 ①は、第7第2項の適用がある場合に使用する。

2 ②には、指名停止の期間の始期及び終期を記載する。

3 ③には、措置用件に該当する事項について、発生日時、場所、概要等を記載する

第2号様式（第7条関係）

茅契検第 号
年 月 日

住所

商号または名称

代表者職氏名 様

茅ヶ崎市長 印

指 名 停 止 期 間 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け 茅契検第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知しましたが、この度、次のとおり当該指名停止の期間を変更しましたので通知します。

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変更の理由

（事務担当 経営総務部契約検査課〇〇担当）

第3号様式（第7条関係）

茅契検第 号

年 月 日

住所

商号または名称

代表者職氏名 様

茅ヶ崎市長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け 茅契検第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知しましたが、この度、当該指名停止を解除しましたので通知します。

（事務担当 経営総務部契約検査課〇〇担当）

第4号様式（第11条関係）

報告日時 年 月 日
時 分

事故速報（速報第 報）

課		
課長	課長補佐	担当

工事等件名	契約番号	第 号 -			
	名称				
	契約金額	金 円			
	受注者名				
	現場代理人氏名				
	監督員氏名				
	工期（履行期間）	から まで			
発生日時等	年 月 日（ ） 時 分頃			天候	
発生場所					
被災者 （被災物件）	<input type="checkbox"/> 工事関係者 <input type="checkbox"/> 通行人・住民等 <input type="checkbox"/> 現場資機材等				
	氏名（物件名）	年齢	性別	職 種	事務所又は自宅所在地
	業者名又は勤務先				
事故発生状況	<input type="checkbox"/> 現場作業中 <input type="checkbox"/> 通行人・住民等 <input type="checkbox"/> その他 ※詳細は内容欄に				
	内容				
事故の原因					
事故の分類	<input type="checkbox"/> 労働災害 <input type="checkbox"/> もらい事故 <input type="checkbox"/> 死傷公衆災害 <input type="checkbox"/> 物損公衆災害 <input type="checkbox"/> その他				
	傷病等の程度				
関係機関への 連絡の有無	<input type="checkbox"/> 警察署 <input type="checkbox"/> 消防機関 <input type="checkbox"/> 労働基準監督署 <input type="checkbox"/> その他（ ）				

※事故発生時、第1報は、太枠欄を記入して至急報告してください。

備考 1、該当するものに「レ」印をつけること。

2、その他は確認後に続報すること。

3、最終報は、工事事故等発生報告書により報告すること。

